

# 医療法人中川会飛鳥病院個人情報管理委員会規程

令和5年11月1日制定施行

## (目的)

第1条 この規程は、医療法人中川会飛鳥病院個人情報保護規則（平成18年10月1日制定。以下「規則」という。）第12条第2項の規定に基づき、個人情報管理委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員会の業務)

第2条 個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報の保護に係る体制の整備に関すること。
- (2) 個人情報の保護の適正な運用に関すること。
- (3) 規則の見直し、改正等（以下「規則の見直し等」という。）及び規則第5条第1項の個人情報保護方針の見直し（以下「方針の見直し」という。）に係る助言に関すること。
- (4) 個人情報の保護に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 個人情報の保護に係る研修及び教育に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報に関すること。

## (委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病院長及び副院長
  - (2) 医師（常勤である医師に限る。）
  - (3) 看護部長及び副看護部長
  - (4) 事務長及び事務次長
  - (5) 看護部に属する部署の長
  - (6) 診療補助部に属する部署の長
  - (7) 事務部に属する部署の長
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、理事長が指名する職員
- 2 前項各号（第2号及び第8号を除く。）に掲げる職員の職（病院長、副看護部長及び事務次長を除く。）にある者が置かれていない場合にあっては、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則（令和5年11月1日施行）第13条第1項の規定に基づき事務取扱又は代理をする者を委員とする。

## (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 前項の委員長（以下「委員長」という。）は、病院長をもって充てるものとし、同項の副委員長（以下「副委員長」という。）は、副院長をもって充てるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、年1回開催するものとし、並びに個人情報の保護に関し重大な法令（規則を含む。）の違反（以下「法令違反」という。）が発生した場合並びに規則の見直し等及び方針の見直しにつき理事長から助言を求められた場合は、その都度開催するものとする。

- 2 会議は、委員長が招集する。

- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員（第3条第5号から第7号までに掲げる委員に限る。）が会議に出席できないときは、できるだけ当該委員の代理の職員が出席するものとする。
- 6 委員長は、委員以外の者の説明又は意見を聴く必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、又は資料の提供を求めることができる。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する議事録を作成するものとする。

（重大な法令違反）

第6条 委員長は、重大な法令違反が発生した場合には、当該重大な法令違反に係る事実関係を把握するため、当該重大な法令違反に係る職員その他の関係者に対し、当該重大な法令違反に関する報告及び資料の提出を求めることができる。

- 2 委員会は、重大な法令違反が発生した場合には、速やかに、前項の報告及び資料に基づいて当該重大な法令違反が発生した原因を分析するとともに、当該重大な法令違反に対する改善策を策定し、及び当該改善策を実施するものとする。
- 3 前項の改善策は、全職員に周知するものとする。
- 4 前項の周知は、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

（助言）

第7条 委員会は、理事長から規則の見直し等又は方針の見直しに関する助言を求められた場合には、速やかに、委員会を開催して理事長に助言するものとする。

（資料の収集等）

第8条 委員会は、個人情報の保護に関する資料を収集するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により収集した資料について、個人情報の保護の適正な運用のために整備するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を全職員に周知し、及びこれを徹底するものとする。
- 3 前項の周知は、業務運営会議での報告、各部署への回覧及び備付けその他効果的な方法によるものとする。

（研修等）

第9条 委員会は、個人情報の保護に関する研修及び教育を実施するものとする。

- 2 前項の研修（以下この条において「研修」という。）は、全職員を対象として少なくとも年1回開催するものとする。
- 3 委員会は、前項の規定にかかわらず、重大な法令違反が発生した場合には、必要と認める研修を実施するものとする。
- 4 第1項の教育（以下この条において「教育」という。）は、新規採用職員を対象として随時実施するものとする。
- 5 研修及び教育（以下この条において「研修等」という。）の実施方法及び内容については、委員会が定める。
- 6 研修等の実施内容（開催日時、参加者、項目等をいう。）については、研修実績簿（別に定める。）により記録するものとする。
- 7 前項の研修実績簿の保存期間は、2年とする。

（秘密の保持）

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 理事長は、この規程を改廃しようとする場合には、できるだけ委員会の意見を聞くものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、理事長の承認を得て、委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に実施した個人情報の保護に関する研修及び教育（次項において「個人情報保護研修等」という。）は、施行日において、第9条の研修等とみなすものとする。

3 施行日の前日において、現に存する個人情報保護研修等の内容に関する院内研修実績簿は、施行日において、第9条第6項の研修実績簿とみなすものとする。